



熊本県公報

第13080号
令和3年(2021年)
11月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (//) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (//) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (//) 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (//) 7
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (//) 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 9
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 9
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 9
- 令和3年11月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 10

公 告

- 八代港国際旅客船拠点指定管理者募集…………… (港湾課) 10
- 公共測量の実施…………… (監理課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14

登 載 依 頼

- 令和3年度(2021年度)第2回労働審議会の開催…………… (労働審議会) 14
- 熊本県森林審議会の開催…………… (森林審議会) 14
- 熊本県道路交通規則の一部改正…………… (警察本部) 15
- 令和3年度(2021年度)第9回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催…………… (情報公開・個人情報保護審議会) 15

告 示

熊本県告示第958号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。
令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
芦北加入区	芦北町漁業協同組合の地区のうち旧芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として中目流網漁業を営む漁業

熊本県告示第959号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里字西村 3633番1地先から 同所 3643番5地先まで	219.2	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)11月19日

熊本県告示第960号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	大宮地宮地岳線	天草市新和町大宮地 4833番地先から 同所 4833番地先まで	105.0	漏水対策 工事

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)11月19日

熊本県告示第961号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	一勝地神瀬線	葦北郡芦北町大字白石字責迫 702番地先から 葦北郡芦北町大字白石字和奈木 848番1地先まで	240.0	災害復旧 工事
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字白石字和奈木 848番1地先から 葦北郡芦北町大字簸瀬字宇ノ木 133番2地先まで	1730.0	

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)11月19日

熊本県告示第962号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町本郷中ノ迫 4889番地先から 同所 4719番1地先まで	前	4.5 ～ 13.0	65.0	災害復 旧工事
			後	4.5 ～ 21.5		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)11月19日

熊本県告示第963号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字平 866番1地先から 同所 940番1地先まで	前	15.2 ～ 52.7	84.6	道路敷 払下げ
			後	15.1 ～ 39.7		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)11月19日

熊本県告示第964号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成31年(2019年)4月19日熊本県告示第418号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

馬水1地区(大規模)

上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原614番、615番1、615番2、615番3、615番4、615番5、616番1、616番2、617番1、617番2、618番、619番、628番5の一部(次の図に示す部分に限る。)、628番6の一部(次の図に示す部分に限る。)、628番8、628番9、628番10、629番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、629番4、629番6、629番7、629番8、629番9、629番10、630番1、630番3、630番4、630番5、630番6、630番7、630番8、630番9、631番1、631番2、631番3、631番4、631番5、631番6、631番10、631番11、631番13、631番14、631番15、631番16、631番17、631番18、631番19、632番1、632番2、632番4、632番5、632番6、632番7、632番8、632番9、632番10、632番11、632番12、632番13、632番14、632番15、632番16、632番17、632番18、634番1、634番2、634番4、634番5、634番6、634番7、634番8、634番9、634番10、634番11、634番14、635番4、659番1、659番4、659番10、661番1、661番3、661番4、661番7、661番8、661番9、661番10、661番11、661番12、661番16、662番1、662番2、662番3、662番4、662番5、662番6、663番、664番1、664番2、664番3、665番1、665番2、666番、667番1、667番1-2、667番1-3、667番3、667番4、667番5、667番6、667番8、667番9、667番10、667番13、667番14、667番16、667番16地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、668番、669番1、669番2、670番、671番1、671番2、673番、674番1、674番2、674番3、674番4、674番5、674番6、674番7、675番1、

675番2、676番2、676番3、676番6、676番7、676番8、677番1、678番、679番、680番1、680番2、680番3、680番4、680番5、680番5地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、680番5地先の水の地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、681番、682番、683番、684番1、684番2、684番3、685番1、685番3、685番4、685番5、685番6、685番7、685番8、685番9、685番10、685番14、685番15、686番、687番、688番、689番、690番、691番1、691番2、692番1、692番2、692番3、693番、694番1、694番2、695番1、697番1、697番2、698番1、698番3、698番4、698番8、698番9、698番9・695番・696番・699番併2、700番1、700番2、700番3、701番、702番1、702番4、702番5、702番6、702番7、703番、704番1、704番2、704番3、705番、706番、707番1、707番2、707番3、711番1、711番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、712番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第965号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)8月17日熊本県告示第655号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

福原1地区(大規模)

上益城郡益城町大字福原字西川内田3098番、3099番、3099番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、3100番、3101番、3107番1、3108番、3109番、3110番、3111番の一部(次の図に示す部分に限る。)、3113番の一部(次の図に示す部分に限る。)、3114番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡益城町大字福原字東川内田3638番1、3638番2、3641番地先の水、3641番、3646番1、3646番2、3647番、3648番、3649番、3649番地先の水、3650番、3651番、3652番、3653番、3654番、3655番、3656番、3657番、3664番、3665番、3666番、3669番、3673番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、3674番、3675番1—1、3675番1—2、3675番2、3676番、3677番1、3677番2、3677番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、3677番3、3677番4、3679番、3736番、3737番、3738番、3748番1、3748番2、3749番、3750番、3753番、3754番、3756番1、3756番2、3757番、3758番、3759番、3759番1、3759番2、3760番、3761番・3762番合併、3761番1、3762番2、3762番2地先の脱落地、3763番、3764番1、3764番2、3765番1、3765番2、3765番3、3765番4、3765番5、3766番、3767番、3768番、3769番1、3769番2、3770番1、3770番2、3771番、3772番、3773番1、3773番2—1、3773番2—2、3774番1、3774番2、3775番、3776番1、3776番2、3776番3、3776番4、3777番1、3777番2、3778番、3779番1、3779番2、3780番、3781番、3782番、3789番、3790番、3791番1、3798番・3799番・3800番合併2

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第966号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成31年(2019年)4月19日熊本県告示第417号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

砥川1地区(大規模)

上益城郡益城町大字赤井字前牟田219番、219番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、219番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、220番1、220番2、224番、225番1、225番1地先の脱落地、225番2、225番3、

225番4、225番4地先の脱落地、226番1、226番2、227番、228番、
 229番1、229番2、229番3又230番、230番、231番、236番、237番1、
 237番2、237番3
 上益城郡益城町大字赤井字五楽238番1、238番2、238番3、241番1、
 241番2、242番、243番、244番、245番、246番1、246番2、2
 48番1、248番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、249番、249
 番2、250番、251番、252番、253番、254番、256番1、256番2、
 258番、259番1、259番1地先の水、259番2、260番、261番1、2
 61番2、262番5、262番1、262番1地先の水、263番1、263番2、263番3、264番、
 265番・289番合併、290番、290番2、291番、291番1、292番1、
 292番2、292番3、293番、294番、294番地先の水、295番、296
 番、297番、297番地先の水、298番、298番地先の水、299番、302番、
 303番、304番、305番1、305番2、306番1、306番2、307番1、
 307番2、309番4、310番1、310番1地先の道の一部(次の図に示す部分
 に限る。)、310番2、311番1、311番2、312番、313番1、313番2、
 315番1、315番2、315番3、315番4、315番5、316番1、316
 番2、318番3、318番4、318番4、318番5、318番1、318番1地先の水、318
 番上益城郡益城町大字赤井字前田355番3、357番2、357番2地先の水、35
 8番1、358番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、358番3、359
 番2、359番2地先の水、359番3、359番4、361番3、362番2、36
 2番3、362番3地先の水の一部分(次の図に示す部分に限る。)、362番4、362
 番4地先の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字砥川字柿木町1661番1、1661番2、1662番1、16
 62番1地先の脱落地、1662番2、1663番2、1664番2地先の脱落地、1
 664番1、1665番1、1665番2、1665番3、1665番4、1666番1、1666
 番2、1667番1、1667番2、1667番3、1667番3地先の脱落地、16
 68番1、1668番1地先の水の一部分(次の図に示す部分に限る。)、1668番2、
 1669番、1669番地先の脱落地、1670番1、1670番2、1671番1、
 1671番2、1672番1、1672番2、1672番3、1673番、1674番
 1、1674番2、1674番3、1675番1、1675番2、1675番3、16
 76番、1677番1、1677番2、1677番2地先の脱落地、1678番、16
 78番地先の脱落地、1678番地先の脱落地の地先の脱落地、1679番1、16
 79番1地先の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)、1679番2、1679番2地先
 の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)、1681番1、1681番2、1682番1、
 1682番2、1683番1、1683番2、1684番、1684番地先の水の一部分
 (次の図に示す部分に限る。)、1685番・1686番合併、1687番1、1687
 番2、1688番1、1688番2、1689番1、1689番2、1690番2、1
 691番1、1691番2、1692番1、1692番2、1693番1、1693番
 2、1694番、1694番地先の水の一部分(次の図に示す部分に限る。)、1695番
 1、1695番2、1695番3、1696番1、1696番2、1697番、169
 8番、1699番、1700番、1701番1、1701番2、1702番1、170
 2番2、1704番1の一部分(次の図に示す部分に限る。)、1704番5、1705番
 の一部分(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字砥川字城尾3010番、3011番、3011番地先の水の一部分
 (次の図に示す部分に限る。)、3012番1、3012番3、3012番4、3013
 番1、3013番2、3021番、3021番地先の道の一部分(次の図に示す部分に限
 る。)、3022番1、3022番5、3023番1、3023番2、3024番、30
 24番地先の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字砥川字中原3095番1、3095番1、3096番1、309
 6番1地先の水の一部分(次の図に示す部分に限る。)、3096番2、3097番1、3
 097番1地先の水、3098番、3099番、3100番、3100番地先の道の一
 部(次の図に示す部分に限る。)、3101番1、3101番2、3102番、3102
 番地先の脱落地、3103番、3104番、3105番、3135番1、3135番2、
 3135番3、3135番4、3136番1、3136番2、3137番、3138番
 1、3138番2、3143番、3144番、3144番1、3145番、3146番、
 3147番、3148番、3149番、3150番、3151番1、3151番2、3
 152番、3153番、3154番1、3154番2、3154番3、3154番4、
 3155番、3156番、3157番1、3157番2、3158番、3159番1、
 3159番2、3160番、3160番地先の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)、
 3161番1、3165番、3166番
 上益城郡益城町大字赤井字宮園2126番、2127番、2127番地先の水の一部分
 (次の図に示す部分に限る。)、2128番、2129番、2130番、2130番地先
 の道の一部分(次の図に示す部分に限る。)、2131番、2134番、2135番の
 (次の図に示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字赤井字立道2149番の一部分(次の図に示す部分に限る。)、21

726番6、726番7

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第970号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市長崎字古賀野532番64、532番66、532番69、532番109、532番163
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第971号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字西山4番1、4番8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第972号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市石坂川字嶺77番、86番1、86番2、90番、94番4、97番1から97番5まで、97番8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第973号

令和3年(2021年)11月30日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第974号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
一般社団法人自閉症スペクトラム支援センターにじ 球磨郡あさぎり町免田西3003番地37	一般社団法人自閉症スペクトラム支援センターにじ 球磨郡あさぎり町免田西3003番地37 満石 理恵	令和3年（2021年）6月30日	4351800083	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

公 告

熊本県公告第798号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
八代港国際旅客船拠点（以下「くまモンポート八代」という。）
- (2) 所在地
熊本県八代市新港町一丁目25番
- (3) 面積 6.7ヘクタール
- (4) 施設の概要
緑地（面積2.3ヘクタール 日本庭園、竹林の道、ビッグくまモン、くまモン合唱隊、多目的芝生広場等）、駐車場（面積4.4ヘクタール）

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設の維持に関する業務
- (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法令第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。

ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。

イ 申請書の記名については、構成員全員が行うこと。

ウ 5(1)ウからケ並びにサからスに掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他の

- グループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 オ 代表団体は4(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は4(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
 イ 事業計画書及び収支予算書
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者の場合を除く。)
 ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
 ケ 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
 サ 指定申請に係る誓約書
 シ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
 ス その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
 熊本県土木部河川港湾局港湾課(県庁行政棟本館12階)
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2515 FAX 096-387-2461
- (3) 提出期間
 令和3年(2021年)11月19日(金)から令和3年(2021年)12月20日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により令和3年(2021年)12月20日(月)の午後5時までに必着とする。
 ※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
 令和4年(2022年)1月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の(2)に掲げる場所で、令和3年(2021年)11月19日(金)から12月20日(月)までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
 令和3年(2021年)11月25日(木)午後2時
- (2) 場所
 くまポート八代
- (3) その他
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を現地説明会参加申込書に記入のうえ5の(2)に掲げる提出先へあらかじめ提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和3年（2021年） 11月8日から 令和4年（2022年） 3月31日まで	八代市鏡町貝州及び北新地地内

熊本県公告第800号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下原898番及び同899番4
1,753.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字東原4414-73
346.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町吉富250番地27 ブリアン・ヴェールV202号
岩城 あや
岩城 優

熊本県公告第802号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字下居屋敷1620番1及び同1620番3
459.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田一丁目6番20号エクセルM・I A202号
松川 俊一

熊本県公告第803号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人杉井川	菊池市旭志伊萩	菊池市旭志伊萩字屋敷田913番ほか1筆
友岡 一房	菊池市泗水町永	菊池市泗水町吉富字下前田862番
岑田 友和	菊池市七城町小野崎	菊池市七城町林原字半手平427番ほか2筆
佐々 悟	菊池市七城町新古閑	菊池市七城町新古閑字前田137番
中山 智光	菊池市七城町新古閑	菊池市七城町新古閑字宮の前289番5ほか3筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字北野744番1
長野 次郎	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字府領字南原2026番ほか1筆
長野 次郎	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字府領字南原794番
山下 秀喜	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町御所字力石5079番
山下 九州男	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字上中川3908番4ほか2筆
藤山 伊織	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字蕨原3303番ほか8筆
矢仁田 秀典	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字鷺平4605番

2 認可年月日

令和3年(2021年)11月10日

熊本県公告第804号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字吉原1126番1ほか1筆
岡田 キヨミ	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3060番7
倉田 政幸	天草市本町本	天草市本町本字前原733番ほか6筆
松下 靖文	天草市本町本	天草市本町本字平253番1ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字中鶴7381番ほか2筆
益田 重伸	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町中字茶園迫4777番2ほか1筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)11月10日

熊本県公告第805号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村農産株式会社	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町隈庄字深町146番ほか2筆
桑原 孝志	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町島田字宮里682番5
松永 壽昭	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町宮地字水洗233番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町高字獅々渦845番ほか4筆
陣 清孝	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町丹生宮字東小島789番ほか4筆
成松 孝美	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町高字出口488番5

2 認可年月日
令和3年(2021年)11月10日

熊本県公告第806号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番118及び同2086番122
282.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市福原1085番地1
櫻井不動産株式会社

登載依頼

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
令和3年(2021年)11月30日(火)
午後3時から午後4時15分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
令和3年度(2021年度)ブライツ企業の認定について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局(熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課)
(電話096-333-2339)

熊本県森林審議会公告第1号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県森林審議会事務局

- 1 開催日時
令和3年(2021年)11月26日(金)
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
地域森林計画変更計画(案)について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局(熊本県農林水産部森林局森林整備課森林経営企画班)
(096-333-2438)

熊本県公安委員会規則第9号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1の3市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線の項中「世安町」を「世安二丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月29日から施行する。

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第4号

令和3年度(2021年度)第9回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和3年(2021年)11月19日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長

- 1 開催日時
令和3年(2021年)11月26日(金)
午前10時00分から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事
(1) 県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書(案)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて
(2) 前回議事録の確定
(3) 個人情報の不開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第28号)
(4) 行政文書の部分開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第210号)
- 4 会議の公開・非公開
議事(1)は、公開で行います。
議事(2)、(3)及び(4)は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第14条に基づき、非公開で行います。
- 5 傍聴者の定員
5人
- 6 傍聴手続等
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じた上で、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書

課)
(電話096-333-2068)